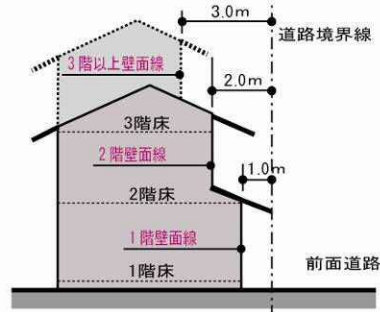


灘町・湊町重点地区の行為制限（景観形成）基準

建築物																
形態	・周辺に圧迫感を与えない形態とするよう配慮する。 ・周辺の景観や町並みや建築デザインとの調和に配慮する。															
意匠	・屋根、壁面、開口部などの意匠に配慮し、威圧感や圧迫感を軽減する。															
色彩	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし周辺景観との調和を図る。 ・建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮する。 ・下記の数値基準による。															
構造	・木造が望ましいが、木造以外の構造で建てる場合は、伝統的町屋との調和を考え、伝統的町屋（木造）の存在をそこなう建築構造としない。															
外壁位置	・前面道路に面する1階外壁位置は、道路境界線より1m以上後退し、2階外壁においては2m以上、3階以上の外壁については3m以上の後退を原則とする。 ・建築物の前面が広く空いていたり、駐車場のスペースとなっている場合は、門、塀、内壁、生垣等の設置により町の景観を損なわないように努める。															
高さ	・伝統的町家形式の場合には2階建を原則とし、その他の建物についても町並みに合わせるよう努める。															
屋根(庇)	・伝統的町家は入母屋や切妻とし、その他の建物についてもこれらの屋根の形態との調和を図るため、原則として、4寸～5寸(21.8度～28.8度)の勾配屋根を設ける。 ・日本瓦(黒・灰)を基本とし、日本瓦以外の屋根葺材料を使用する場合も、色彩は黒、灰色を原則とする。															
軒裏(庇裏)	・化粧垂木、化粧野地板(防火など建築基準法に準拠)、漆喰等、周囲の建物と違和感のない色彩、仕上げとする。															
外壁	・外見できる壁面などの意匠の釣合い、周辺の建築物に配慮し、地域としてまとまりのある意匠とする。 ・漆喰塗り(白、灰、黒)及び板張り(下見板張り、堅羽目板張り)を基本とし、その他の材料を使用する場合は、周囲の景観と調和した材質、色彩のものを使用する。(下記、数値基準による。) ・洋風(ビル形式)の外壁の1階、2階部分には周囲の建築物に合わせた庇を設けることを原則とする。															
サッシ類	・やむを得ず使用する場合には、光沢の無い黒、茶系とし、町並みの景観を損なわないようにする。															
門・塀	・道路に面して設ける門、塀については町並みの景観に合わせることが望ましい。(素材や形態は、上記の屋根や外壁に準ずることが望ましい。)															
設備機器	・屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。これにより難しい場合は、目隠し措置など修景措置を講じる。 ・その他の設備機器(クーラー屋外機など)は、道路から容易に見える部分には露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は格子等で覆うようにし、建物と調和させる。															
看板・サイン	・看板の設置に当たっては、伝統的町家を生かした町並み形成を図るという原則に照らし、屋根看板や大型の看板、派手な色彩の看板は設置しないこととし、落ち着いた各業種にふさわしいデザインの看板とする。															
その他	・屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とする。															
色彩：屋根	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>3～7</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	N	3～7	—									
色相	明度	彩度														
N	3～7	—														
外壁	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N</td> <td>3～9.5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R</td> <td>3～9.5</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y</td> <td>3～9.5</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>3～9.5</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	N	3～9.5	—	Y R	3～9.5	6以下	Y	3～9.5	4以下	上記以外	3～9.5	2以下
色相	明度	彩度														
N	3～9.5	—														
Y R	3～9.5	6以下														
Y	3～9.5	4以下														
上記以外	3～9.5	2以下														
工作物																
形態・意匠	・原則として建築物の事項及び基準に準じるものとする。ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等を工夫し、伝統的町並み景観との調和を図る。															
その他	・自動販売機は、色調を華美なものとせず、伝統的町並みにふさわしいものとする。															
屋外における物品の集積又は貯蔵																
遮へい	・集積又は貯蔵は、道路などの公共用地からできる限り見えないよう配慮し、適切な集積又は貯蔵に努めるとともに、道路に面した敷地外周は伝統的町並み景観に配慮した外壁を設置する。(その他の事項は、景観計画区域の基準に準ずる。)															
土地の区画形質の変更																
	(景観計画区域の基準に準ずる。)															



■ :景観計画区域と同じ基準等